

平成25年2月21日
消 防 庁

平成25年春季全国火災予防運動の実施

平成25年3月1日（金）から3月7日（木）まで

『平成25年春季全国火災予防運動』が実施されます。

1 全国統一防火標語

『消すまでは 出ない行かない 離れない』

2 目 的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

3 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 林野火災予防対策の推進

【添付資料】

- 別添1 平成25年春季全国火災予防運動の重点目標等
- 別添2 住宅防火対策の推進について
- 別添3 平成25年春季全国火災予防運動ポスター（モデル：剛力彩芽さん）
- 別添4 平成25年春季全国火災予防運動実施要綱



【問い合わせ先】

消防庁予防課
椎名課長補佐・児玉係長
T E L : 03-5253-7523（直通）
F A X : 03-5253-7533

平成 25 年春季全国火災予防運動の重点目標等

1 重点目標

(1) 住宅防火対策の推進

平成 16 年の消防法改正により、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、平成 23 年 6 月までに全ての市町村において施行されました。

しかしながら、昨年 6 月時点の推計では、住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯は約 2 割にのぼり、地域によっては住宅用火災警報器の設置率が約 50%にとどまっているのが現状です。

住宅用火災警報器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成 18 年以降減少を続けているなど一定の効果が現れています。

平成 23 年 9 月に開催された「住宅用火災警報器設置対策会議」（前：住宅用火災警報器設置推進会議）において「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が新たに決定され、未設置世帯に対する働きかけ及び維持管理に関する広報の強化等、今後の取り組み方針が示されたところです。住宅火災による被害のさらなる軽減のために、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住宅用火災警報器の設置を徹底していくこととしています。

また、今後年 2 回の火災予防運動期間中には設置された住宅用火災警報器を点検するよう推奨するなどして、適切な維持管理をしていくよう働きかけるとともに、住宅用火災警報器の重要性を再認識する機会となるよう図っていきます。

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

全火災件数のうち約 2 割を占め、出火原因の第 1 位となっている放火火災を防止するため、「放火火災防止対策戦略プラン」（※ 1 参照）を積極的に活用し、地域ぐるみでの「放火されない環境づくり」を推進することとします。

また、パチンコ店及び物品販売店舗等については、死角となりやすい箇所の可燃物の整理整頓、避難経路の確実な確保等について積極的に指導するものとします。

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

特定防火対象物（※ 2 参照）における防火管理体制等の指導を行うとともに、避難施設等及び消防用設備等の維持管理や防災物品の使用徹底を図ることとします。

また、違反のある防火対象物に対する違反是正指導では、関係機関等との連携を強化し、必要な措置を講じるとともに、ホテル・旅館等、個室ビデオ店等の個室型店舗、高齢者や障がい者等が入所する小規模福祉施設、小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底を図ることとします。

(4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い日常生活に身近な

製品について、適切な使用・維持管理の呼びかけに併せて、各種機関の収集情報等を参考とし、注意情報を発信することとします。

(5) 林野火災予防対策の推進

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが約半数を占めています。林野周辺住民及び入山者等の防火意識の高揚、火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、火入れに際しての手續の徹底等について、重点的に指導を行うものとします。また、林業関係者とも連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講ずるよう努めるものとします。

2 地域の実情に応じた重点目標の設定

上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情に配慮し、必要に応じて重点目標を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開します。

各地域における春季火災予防運動の重点目標等については、各都道府県及び各消防本部にお問い合わせ下さい。

3 その他

気象条件等の関係から一部道県においては時期をずらして実施します。

- ・北海道 4月20日から4月30日まで
- ・青森県 4月 8日から4月14日まで
- ・秋田県 4月 7日から4月13日まで
- ・山形県 4月 9日から4月22日まで
- ・新潟県 4月 1日から4月 7日まで
- ・富山県 3月20日から3月26日まで
- ・石川県 3月20日から3月26日まで
- ・福井県 3月20日から3月26日まで
- ・長野県 4月 6日から4月12日まで（岳南広域消防本部のみ）
4月13日から4月19日まで（岳北消防本部のみ）

※1 「放火火災防止対策戦略プラン」とは？

平成16年12月に消防庁において開催した「放火火災防止対策検討会」（委員長：小出治東大教授）においてとりまとめた、個人・事業所・地域・住民・自治体等が放火火災の防止に向けた対応を行うに当たっての総合的な対応マニュアルです。

「放火火災防止対策戦略プラン」の詳細は、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html) に掲載しています。

※2 特定防火対象物とは？

飲食店、物品販売店舗、ホテルなどの不特定多数の人が出入りする防火対象物、又は病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用する防火対象物をいいます。

特定防火対象物以外の共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所などは非特定防火対象物とされています。

詳細な区分は、消防法施行令に定められています。

住宅防火対策の推進について

【住宅用火災警報器設置対策基本方針の概要】(平成23年9月7日 住宅用火災警報器設置対策会議決定)

1 本方針の背景

●住宅火災による死者

- ・死者数は1,000人を超える高水準(建物火災の約9割)
- ・死者の約6割が65歳以上の高齢者



⇒ 死者数、火災件数は徐々に減少しているものの、被害のさらなる軽減を図るために働きかけを進める必要がある。

●住宅用火災警報器設置の義務化

- ・平成16年消防法改正により全住宅の寝室等に設置が義務化
- ⇒ 平成23年6月に全国的に義務化の時期を迎えた。

●住宅用火災警報器の普及状況

H24.6.1時点における住警器の全国の推計設置率は77.5%で、前回推計結果(H23.6.1時点)の71.1%から6.4ポイント上昇。

⇒ 未だ設置していない世帯が約2割

「維持管理」も今後の課題



住宅用火災警報器の早期設置と維持管理を徹底するため、今までの推進組織を対策組織に変え継続して啓発を図る。

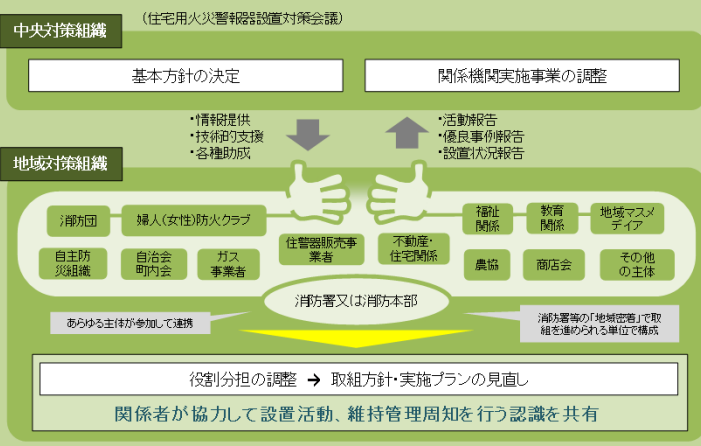
2 基本方針

●基本的な考え方

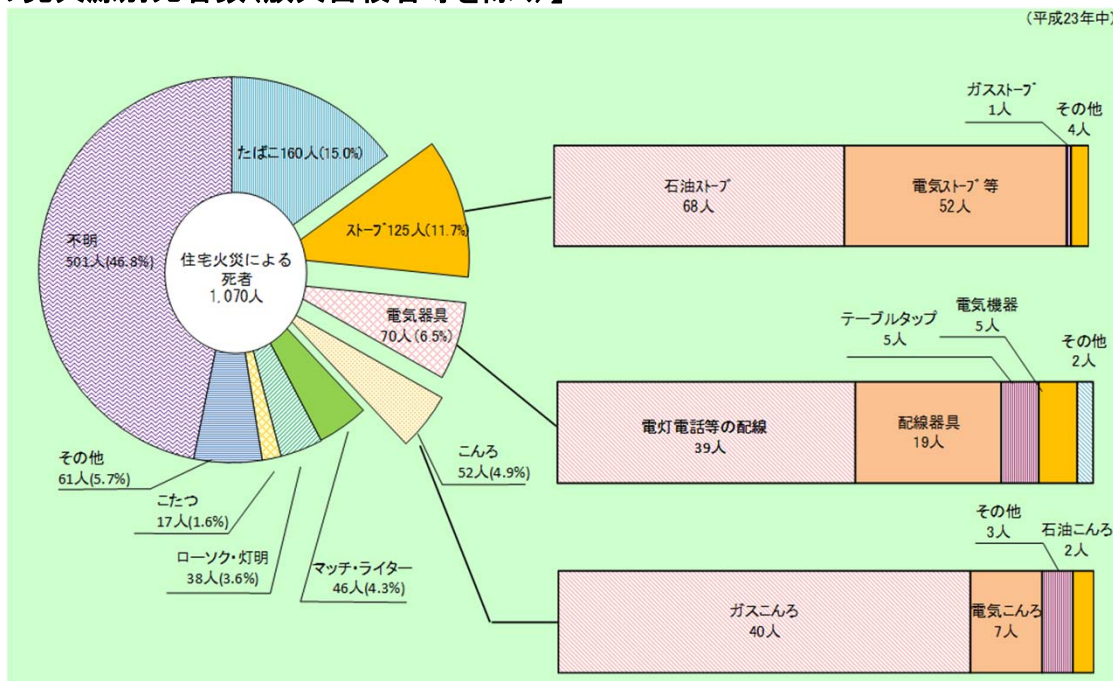
- (1) 住警器の未設置世帯に対する働きかけの強化
⇒ マスメディア等、幅広い分野のあらゆる主体に対して未設置世帯に対する働きかけを求めるなど、設置義務を社会全体の課題として徹底する必要がある。
- (2) 住警器の奏功事例等の積極的な周知
⇒ 各地域で住宅火災が発生した場合に、火災原因調査で住警器の設置状況及び作動状況を把握し、奏功事例を、マスメディア等に対し情報提供を行う。
- (3) 住警器の維持管理に関する広報の強化
⇒ 定期的な動作確認、適切な維持管理の方法について、広報の強化を図る。

●住警器の設置、維持管理周知を強力に進めるための体制整備

⇒ これまで住警器の設置促進に多大な貢献を果たしてきた消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の地域社会に密着した推進主体(地域コミュニティ)が引き続き一体となって働きかけを行う。



【住宅火災の発火源別死者数(放火自殺者等を除く)】



制作:財団法人日本防火・危機管理促進協会 後援:消防庁 全国消防長会

消すまでは

出ない行かない

離れない



春の全国火災予防運動
3月1日～3月7日



剛力彩芽

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。



平成 25 年春季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（平成 24 年度全国統一防火標語）

『消すまでは 出ない行かない 離れない』

3 実施期間

平成 25 年 3 月 1 日（金）から 3 月 7 日（木）までの 7 日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 林野火災予防対策の推進

5 重点目標の取組みに当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知
- イ 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知
- ウ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- オ 防災品の普及促進
- カ 消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- キ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- ク 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

- オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- キ 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底
- ク 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ケ 小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底
- (5) 林野火災予防対策の推進
 - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化
- 6 地域の実情に応じた重点項目の設定
 - 火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することにより、効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる。
 - (1) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 消防団員確保を推進することによる、地域の火災予防体制の充実
 - イ 婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
 - ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
 - (2) 震災時における出火防止対策等の推進
 - ア 過去の大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
 - イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
 - ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進
 - (3) 大規模産業施設の安全確保
 - ア 当該施設の実態把握
 - イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
 - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
 - (4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
 - ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
 - イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
 - ウ 器具、配線・配管の正しい使用の徹底
 - (5) 消火器の適切な維持管理
 - ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
 - イ 老朽化消火器の一斉回収や廃消火器リサイクルシステムの周知等による適切な回収の推進
 - (6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 火災予防広報の実施
 - イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行

- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - エ 工事等における火気管理の徹底
- (7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

7 実施要領

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(別紙1参照)に関する広報、放火火災防止対策戦略プランの活用、別紙2「平成25年全国山火事予防運動実施要綱」に定める山火事予防運動及び別紙3「平成25年車両火災予防運動実施要綱」に定める車両火災予防運動との一体的な実施を含め、次の事項の実施により、効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる。

(1) 消防庁の実施事項

- ア 関係省庁・関係団体への協力依頼、各都道府県への本運動周知
- イ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の各種媒体を通じた広報

(2) 都道府県が実施した場合に効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる事項

- ア 関係部局・関係団体への協力依頼、各市町村への本運動周知
- イ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の各種媒体を通じた広報

(3) 市町村が実施した場合に効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる事項

- ア 関係部局・関係団体への協力依頼
- イ 各種媒体を積極的に活用した広報
- ウ 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等各団体、福祉関係団体等との連携
- エ 各種消防訓練、住宅防火診断(訪問診断)、催し物等の行事の実施

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
－ 3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

平成 25 年全国山火事予防運動実施要綱

1 目 的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 主 唱

林野庁、消防庁

3 統一標語

「山の火事 もとは小さな 火種から」

4 統一実施期間

平成 25 年 3 月 1 日から 3 月 7 日まで（消防庁等が実施する春季全国火災予防運動と同一期間）

なお、地域における山火事発生状況等を考慮した効果的な運動の推進を図るため、当該期間以外の期間を山火事予防運動の実施期間とすることも考えられる。

5 山火事予防に効果的と考えられる実施項目

(1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業員、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の啓発活動を実施する。

ア 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと

イ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

エ 火入れを行う際、許可を必ず受けること

オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すと同時に、投げ捨てないこと

カ 火遊びはしないこと

(2) 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示やテレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体の活用等により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。

(3) 火災警報発令中など、火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体制の強化を図ることにより、火災の未然防止、早期発見に努める。

(4) 消防機関等と森林所有者等が一層の連携を図るとともに、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び消火資機材等の適切な点検、管理等を実施し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努める。

(5) 地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が婦人（女性）防火クラブ等のいわゆる民間防火組織と連携を図り、予防活動を行うよう要請する。

平成25年車両火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。

2 実施期間

平成25年3月1日（金）から3月7日（木）まで

3 主 唱

消防庁、国土交通省

4 実施対象

- (1) すべての車両
- (2) 駅舎及びこれに付属する建築物
- (3) 車両の通行の用に供するトンネル

5 車両火災予防上、重点的な実施が効果的と考えられる推進項目

- (1) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消防用設備等の点検整備の励行及び取扱方法の習熟
 - ウ 地下駅舎及びトンネルにおける防災体制の整備・充実
- (2) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (3) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (4) 車両の防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟
 - ウ 車両に消火器の設置普及
 - エ 自動車等のボディカバーにおける防災製品の使用促進
 - オ 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備
- (5) 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (6) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (7) 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

6 その他

国土交通省地方運輸局は、消防機関と連携し、この運動の実施に関し、警察機関等の関係機関と相互に密接な連絡をとるものとする。

また、消防機関においても同様の連絡体制をとりつつ、必要に応じ、車両、車庫及び関係建物等の防火対象物に対して査察指導を実施することにより、効果的に車両火災予防思想の高揚を図ることが期待される。